

YouTube「伊吹高校公式チャンネル」運用ポリシー

(主旨)

第1条 この要領は、滋賀県立伊吹高等学校が YouTube を中学生とその保護者および一般県民への情報伝達媒体として利用するために必要な事項を定める

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) YouTube

Google LLC がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

(2) アカウント

YouTube 上において、コンテンツを管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。

(3) 公式アカウント

滋賀県立伊吹高等学校が管理するアカウントをいう。

(管理責任者)

第3条 公式アカウントの運用管理は、滋賀県立伊吹高等学校長（以下「管理責任者」という。）が行う。管理責任者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 公式アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示
- (2) 公式アカウント情報やパスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式アカウントへの投稿は、管理責任者が指定した職員が行う。

(掲載情報)

第5条 公式アカウントでは次に掲げる情報を提供する。

- (1) 中学生とその保護者に対し学校の活動を紹介する動画
- (2) その他管理責任者が必要と認めるもの

滋賀県立伊吹高等学校が別途定める「ソーシャルメディアによる情報発信ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(禁止事項)

第6条 公式アカウントでは、全ての閲覧者からのコメントおよび投稿ができないように設定する。

(著作権および肖像権)

第7条 公式アカウントに掲載する写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、本校または正当な権利を有するもの、または権利者の使用許諾を得たものに限る。

(アカウント運用者の明示)

第8条 成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を滋賀県ホームページに明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、本運用ポリシーおよび「ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する

(アカウントの廃止)

第9条 情報の公開の必要がなくなった場合は、速やかに公式アカウントを廃止する。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は滋賀県立伊吹高等学校長が定める。

付 則

本要領は、令和4年4月1日から施行する。

令和5年4月21日改訂

ソーシャルメディアによる情報発信ガイドライン

本ガイドラインは、滋賀県立伊吹高等学校（以下、「本校」という。）がソーシャルメディアを適切に利用し、有効に活用できるよう、ソーシャルメディアを利用して情報発信する際の基本的な考え方や留意点を定めるものである。

1. ソーシャルメディアの定義

ツイッターやブログ、フェイスブック、Y o u t u b e など、ウェブサービスを利用して本校が情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを可能とする情報伝達媒体をいう。

2. ソーシャルメディアの利用にあたっての基本原則

- (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、社会的影響に責任を持たなければならない。
- (2) 肖像権や著作権等を侵害することがないよう十分留意しなければならない。
- (3) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。
- (4) 発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を与えた場合には、誠実に対応するよう努めなければならない。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応するよう努めなければならない。
- (5) 次に掲げることはおこなってはならない。
 - ア. 違法もしくは不当なもの、正否が確認できない情報（噂や流説など）を発信すること
 - イ. 不適切な情報を発信すること
 - ウ. 個人情報やプライバシーを侵害する情報を発信すること
 - エ. 他者の権利を侵害する情報を発信すること
 - オ. その他、公序良俗に反する情報を発信すること

3. ソーシャルメディアを利用する場合の留意点

ソーシャルメディアは一般的に匿名性が高く、誰でもコメントを投稿できるまたメディアによっては短文での情報伝達となることから、誤解等によるトラブルの発生やそれにともなう一方的な批判が寄せられる可能性がある。

トラブルの発生防止の観点から、不特定多数の利用については本校から閲覧者への情報伝達のみを行うこととする。本校からの情報発信について、閲覧者がコメントや感想を記入できないように設定した上で、運用するものとする。

4. トラブル発生時の対応

マルウェアや不正アクセスによる情報の改ざんがあった場合には、直ちにアカウントを停止したうえで、関係機関に届ける。アカウントの再開については関係機関やプロバイダと協議を行って、安全対策を行った上で慎重に行うものとする。

本校の発信する情報に対して、批判や権利侵害の申し立てがあった場合には情報の公開を一時停止し、情報の訂正など必要な対策を行った上で公開を再開するものとする。

5. 現在運用中のソーシャルメディア

伊吹高校公式チャンネル（コメントの投稿は全て制限する設定で運用）
<https://www.youtube.com/channel/UCX5txQ60ohgIRy-x2kZb8fg>

運用ポリシーは別途定める

付則

本ガイドラインは令和4年4月1日から施行する。